

医療相談室だより

令和4年 8月 (No. 366)
令和4年 8月 1日発行

お盆の時期など、道路の混雑で病院バスが遅延する場合があります。ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解ご協力をお願いします。

各種医療証の提示について

対象の方には事務よりお手紙でもお知らせしておりますが、各種医療証には有効期限があります。有効期限の前月に、新しい医療証が郵送されます。新しい医療証がお手元に届きましたら、速やかに当院医事課までコピーの郵送か、窓口までご持参下さい。

*8月更新のもの（有効期限が7月31日まで）

- ・後期高齢者医療被保険証
- ・後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・国民（社会）健康保険高齢受給者証
- ・国民（社会）健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証

*9月更新のもの（有効期限が8月31日まで）

・**障**受給者証：心身障害者医療費助成制度（マル障）

ただし、精神障害者保健福祉手帳による受給者の方は、手帳の有効期限が到来する年のマル障の終期は、手帳の有効期限満了日までとなります。

*1月更新のもの（有効期限が12月31日まで）

・**親**医療証：ひとり親家庭等医療費助成制度（マル親）

*有効期間開始日の1年後の日の月末

・特定医療費（指定難病）受給者証

受給者証の有効期限によって更新の受付期間が異なります。ご確認ください。

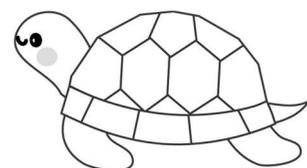
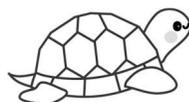
*有効期間開始日以降、直近の7月末日

・**都**医療券

都制度で、5月から7月までに申請を行った方の場合、翌年の7月31日

更新に伴って検査や診断書が必要な場合は、書類作成にお時間を頂く場合があります。ご依頼はお早めをお願い致します。

更新日の前日までに新しい受給者証が届かない方は、お住まいの区市町村担当窓口へお問い合わせください。



後期高齢者医療制度に関するお知らせ



令和4年10月1日から、医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の「1割」または「3割」に、新たに「2割」が追加され、「1割」「2割」「3割」の3区分となります。一定所得以上のある方(75歳以上の方)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担が2割になります。

【対象】

以下の1、2の両方に該当する場合は、令和4年10月1日から自己負担割合が2割になります。

- 1、同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上の方がいる。
 - 2、同じ世帯の被保険者の「年金収入※1」+「その他の合計所得金額※2」の合計額が200万円以上(被保険者が世帯に一人の場合)、または320万円以上(被保険者が世帯に2人以上の場合)
- ※1 年金収入とは公的年金控除額を差し引く前の金額です。遺族年金、障害年金は含みません。
- ※2 その他の合計所得金額とは事業収入や給与収入等から必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

【自己負担割合見直しに伴う保険証の交付】

令和4年度は全ての後期高齢者医療制度被保険者に2回保険証を交付します。1回目は7月ごろの交付で有効期限は令和4年9月30日までです。2回目は9月ごろの交付で有効期限は令和6年7月31日までです。

入院患者様のご家族は、2回とも窓口での保険証提示をお願いします。来院が難しい場合は、保険証のコピーを当院までご郵送下さい。

自己負担割合が2割の対象となる方には、負担軽減の配慮措置があります(外来通院のみ)。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせはお住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

相談室より



ソーシャルワーカーの勤務は、平日月曜日から金曜日です。事前に電話で相談日時をお約束することも可能です。また、当番者の出勤がある土曜日もあります。ご用のある方は事前に、ご連絡いただくようよろしくお願いいたします。

東京都八王子市美山町1076
医療法人社団 光生会 平川病院
院長 平川 淳一
電話 042(651)3131

医療相談科
荻生 下山 市川佳奈 石川
菊谷 市川浩之 天野 椎名

病院ホームページもご覧ください

